

# 専任の宅地建物取引士の自由業兼業に関する申立書

下記の専任の宅地建物取引士は、自由業(行政書士業、司法書士業等)を事務所と同一場所(※1)で個人事業(※2)として営んでおりますが、個人事業については宅建業に従事している時間中は営業を行わない(又は他の補助員に行わせることにより業務を遂行する)等、自由裁量により業務を実施することができるため、専任の宅地建物取引士の専任性に支障はありません。

上記について、相違ありません。

年 月 日

所在地

商号

代表者氏名

㊟

専任の宅地建物取引士(兼業者)

氏名

㊟

(※1)同一建物内に限る。(フロア別も可)

(※2)個人事業に限る。(行政書士法人等申請者以外の法人に雇用されている場合は、専任の取引士として認められません)